

## 論点検討における補足資料

## ◆論点1-1 パートナーシップ制度の目的

## 1 「経済的又は物理的かつ精神的」の表現方法について

参考:国立市における用語定義

&lt;「経済的又は物理的かつ精神的」の用語の意味&gt;

「経済的」 生活費(食費・住居費・光熱費・医療費など)の分担

「物理的」 生活上の役割分担など

「精神的」 気持ちのつながり、支え合い

(仮)国立市パートナーシップ制度論点整理シート

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/5/daisankaiinkaisiryoulrontenseiri.pdf>

&lt;他自治体の例&gt;

自治体名	対象者	定義
豊島区	一方又は双方が多様な性自認・性的指向	互いを人生の伴侶とし、日常の生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性自認又は性的指向の2人の者の関係をいう。
鎌倉市	戸籍上の異性婚(事実婚)を含む	互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。
国立市 (素案)	戸籍上の異性婚(事実婚)を含む	「2人の者が、互いを人生のパートナーとし、経済的又は物理的かつ精神的に相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう」

## ◆論点2-1 : 制度の種類

## 1 運用方法について

&lt;ポイント&gt;

「併用型」の仕組みは「2階建て型」と、「選択型」があるが、「2階建て型」と定義をしている。なお、公正証書の受理にあたっては、作成への支援のしくみの検討も必要であると考えられる。

&lt;運用方法&gt;

## (1)2階建て型

宣誓を基本とし、そのうえで公正証書等の提出も希望する場合は、公正証書等の受理を行い、公正証書等受理証の交付を行う。

自治体:中野区

メリット:宣誓に加え公正証書等の提出を希望する方の意に沿うことができる。また、公正証書等でパートナーシップ関係であることを契約していない場合であっても、宣誓を行うことで、本市の定めるパートナーシップ制度の定義と適合することとなる。

デメリット:公正証書等を作成している場合、公正証書等で公的にお互いの関係を確認しているため、改めて市に宣誓をすることを希望しない可能性がある。

## (2)選択型

3パターンの選択制(宣誓書のみ提出・公正証書のみ提出・宣誓書と公正証書を共に提出の選択制)

自治体:なし

メリット:選択肢が多いことで、希望するパターンに沿うことができる。

デメリット:パターンが増えることで、効力に差があるように捉えられる可能性がある。

公正証書等でパートナーシップ関係であることを契約していない場合、本市の定めるパートナーシップ制度の定義と適合せず、対象者とならない。

## 2 宣誓のみの場合と、宣誓に加え、公正証書等を提出した場合の効果の違いについて

### <ポイント>

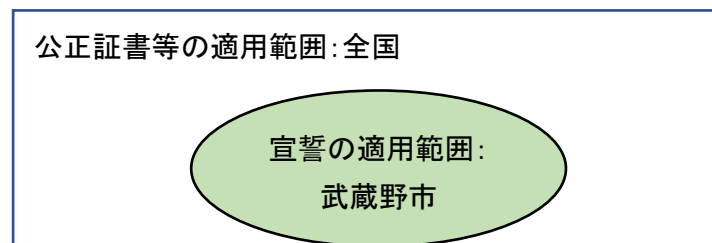
武蔵野市パートナーシップ制度は、「日頃の生きづらさを緩和し、お互いを人生の伴侶として日常生活において、精神的に、かつ、経済的又は物理的に相互に協力し合うことを約した二人を支援する制度(論点1-1(案))」である。婚姻制度とは異なり、受領証等の交付により、当事者2人に対して、法的な権利や義務が発生するものではなく、あくまで理解や支援の協力を求めるものとなる。また、公正証書等の受領については、公正証書で契約した内容を確認し、確認事項を証するものとなる。以上のことから効果については、受け手側で判断される。

### <宣誓、公正証書等の適用範囲の違い>

**宣誓** :法的な効力は有するものではない。よって、適用範囲は武蔵野市に限られるものとなる。武蔵野市から転出した場合や他の自治体に対して効果は求められないものとなる。

**公正証書等**:公正証書等で契約した内容については相方に、法的効力を有する。公正証書で記された契約内容は、全国的に有効であり、適用範囲がひろい。武蔵野市から転出した場合においても、公正証書等に記載した契約内容は、受領証の有無に関わらず、効果は継続する。

### 適用範囲のイメージ図



### <受領にあたる公正証書等要件 他自治体事例>

渋谷区:(1)「任意後見契約公正証書」

将来、本人の判断能力が不十分となった場合に、任意後見人が契約に基づいて本人の生

活を守ることを目的とするもの。

(2)「合意契約公正証書」

二人が共同生活を営むに当たり、当事者間において区が定める事項が明記されたもの。

なお、記載必須項目を渋谷区で指定している。

① 両当事者が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。

② 両当事者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務があること。

※原則上記2種類の公正証書の提出を求める。一定の条件を満たす場合、(2)のみ提出も可。

中野区:合意契約公正証書又は公証人の認証を得た書面(宣誓認証・私文書認証)

※受領した公正証書等に記載されている項目を、公正証書等受理証に表記

### 3 パートナーシップ制度導入後の本市における効果について

#### <確認状況>

市営住宅の入居要件を所管部署から、パートナーシップ制度が施行された場合、異性間の事実婚と同様に、対象者を認めることは可能であると考えられるとの回答あり。「男女平等の推進に関する条例」が改正され、市としての方針が示されれば、「市営住宅条例」を改正することなく、対応は可能であると考えられるとの見解を得ている。

引き続き、所管部署に確認を行っていく。

なお、他のケースにおいても、パートナーシップ制度の根拠規定を要綱ではなく、条例改正とすることで、個別に条例を改正する必要がなくなる可能性があると考えられる。

#### ◆論点3-2 その他の申請要件

##### 1 申請要件として、「パートナー関係に基づいた養子縁組」を認めるかについて

#### <ポイント>

他自治体では、鎌倉市、逗子市、横須賀市、葉山町、岡山市、国立市(素案)は、パートナー関係に基づいた養子縁組について認めている。

自治体のパートナーシップ制度は、婚姻とは別の制度であることから、柔軟な取り扱いもされている。しかしながら、認める場合は、要件の定義の方法・確認方法等の検討が必要になると考えられる。

#### <他自治体の例>

自治体名	定義
中野区	双方が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。
豊島区	互いに近親者でないこと。 (直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある方同士でないこと。)
渋谷区	近親者でないこと (宣誓等の制度が無い状況でやむを得ず養子縁組を行う方もいることから、関係の重複を避ける

	ため、養子縁組を解消した場合に限って宣誓を認めることとしています)
千葉市	宣誓者同士の関係が、近親者でないこと 民法の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。 (直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等。次ページ図を参照※) ただし、宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、養子縁組を解消した後に宣誓をすることができます。
横浜市	民法に規定する婚姻できない続柄(近親者など)でないこと 民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。 ただし、パートナー関係にあるお二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後は宣誓をすることができます。
世田谷区	ふたりの関係が近親者同士(直系血族又は三親等内の傍系血族)ではないこと。 ただし、養子と養方の傍系血族の間柄にあるが、その関係になる前の関係が直系血族でも三親等内の傍系血族でもなかったふたりは、宣誓できる場合があります。
鎌倉市	双方が近親者でないこと。(パートナーシップにある方が養子縁組した場合を除く。)
逗子市	宣誓者同士が近親者でないこと(パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除きます)
横須賀市	近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう)でないこと。(パートナーシップにある方が養子縁組した場合は可能です)
葉山町	近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)でないこと。(養子縁組は除きます。)
岡山市	当事者同士が近親者(民法第 734 条から第 736 条に規定する婚姻をすることができないとされる続柄)でないこと。 宣誓しようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、またはしていた場合は宣誓できます。
国立市 (素案)	直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある者でないこと。 養子縁組をしていないこと(ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除く)。
港区	記載なし

#### <渋谷区 Q&A>

Q. 近親者とは、どの範囲のことをいいますか？

A. ここでいう近親者とは、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者の間をいいます。

具体的には、

- ・近親者間(直系血族又は3親等内の傍系血族間。ただし、養子と養方の傍系血族との間を除きます。)
- ・直系姻族間
- ・養親子等の間(ただし、養子と養親の間では、養親子関係が終了した場合については、パートナーシップ証明を申請できる人の対象となります。)

「渋谷区パートナーシップ証明発行の手引き」

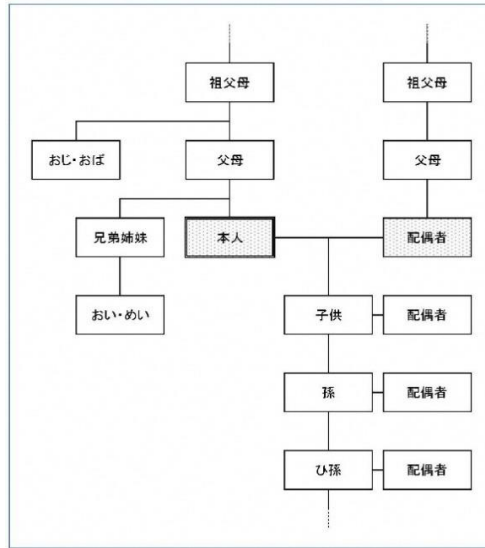
#### <千葉市 Q&A>

Q. どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか

A. パートナーシップは、2人の方が同居、相互協力、費用分担等を誓約するものですので、婚姻をすることができない関係にある方は原則として認められません。

ただし、宣誓等の制度が無い状況でやむを得ず養子縁組を行う方もいることから、関係の重複を避けるため、養子縁組を解消した場合に限って宣誓を認めることとしています。

パートナーシップの宣誓をすることができない者（近親者）



千葉市「パートナーシップ宣誓ガイドブック」

## ◆その他確認参考事項

### 1 「アウトティング禁止事項」の規定について

- ① 「本人」の定義方法について、  
他市は、定義を行っていない状況にある。

<他自治体の例>

■国立市「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」(平成 30 年制定)

#### 禁止事項等

- 第8条 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認等を含む性別を起因とする差別その他性別に起因するいかなる人権侵害も行ってはならない。
- 2 何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。
- 3 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別に起因する人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担の意識を助長し、是認させる表現を用いないよう充分に配慮しなければならない。

■総社市「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」平成 31 年制定)

#### 権利侵害の禁止

- 第 8 条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又は暴力的行為
  - (2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。
  - (3) カミングアウトを強制し、又は禁止すること。

■豊島区「豊島区男女共同参画推進条例」平成 31 年改正)

#### 第 2 章 性別等に起因する人権侵害の禁止

第 7 条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、性別等による差別的取扱いその他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、出産、育児若しくは介護に関するハラスメントを行ってはならない。

3 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、パートナー若しくは交際相手である者又はあった者に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為を行ってはならない。

4 何人も、公衆に表示する情報において、性別等に起因する人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

5 何人も、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止してはならない。

6 何人も、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

#### ■港区(「港区男女平等参画条例」令和2年改正)

##### 差別的取扱い等の禁止

第 7 条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別、性的指向又は性自認による差別的取扱いをしてはならない。

3 何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

4 何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。